

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成20年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表します。

平成22年4月9日

奈良県監査委員 谷川正嗣
同 南田昭典
同 中野雅史
同 岩城明

監査の特定事件（テーマ）

財団法人奈良県林業基金の事務の執行及び事業の管理運営について

監査の結果に基づき講じた措置について

○ 監査テーマ

財団法人奈良県林業基金に関する事務の執行及び事業の管理運営について

所属：林政課

監査結果	措置内容
<p>林業基金が締結した分収造林契約の経営区188件のうち2経営区については造林が着手されておらず、森林所有者は、林業基金に対して地上権を設定しており、その効力が現在も継続している状態である。林業基金は、森林所有者と書面による契約解除をしたうえで、地上権登記の抹消を森林所有者に依頼しなければならない。</p>	<p>平成21年2月に2経営区とも森林所有者と書面により契約解除済みであり、その後平成22年1月27日をもって2経営区とも地上権登記抹消を完了した。</p>